

群馬県電子処方箋の活用・普及促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 群馬県電子処方箋の活用・普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、電子処方箋の活用・普及の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる施設及び事業は、次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）及び事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であって、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）が電子処方箋管理サービスを初期導入（（3）に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業。
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業。
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業。
- (4) 補助事業の対象施設は、令和7年3月4日医薬発0304第5号厚生労働省医薬局長通知の別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業(電子処方箋の活用・普及の促進事業)実施要綱」3に定められた日（令和7年9月30日）までに導入完了したものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次のより算出するものとする。

- (1) 前条(1)～(3)の交付額は、次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める補助対象経

費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額（要領に基づき基金から交付された補助金を除く。）を控除した額とを比較して、少ない方の額に第5欄で定める補助率を乗じた額を交付額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
第3条(1)の事業	大規模病院（病床数200床以上）	4,871千円	第3条(1)の事業に係る導入費用	1/6
	病院（病床数200床未満）	3,263千円		1/6
	診療所、薬局	391千円		1/4
第3条(2)の事業	大規模病院（病床数200床以上）	1,361千円	第3条(2)の事業に係る導入費用	1/6
	病院（病床数200床未満）	1,007千円		1/6
	診療所	247千円		1/4
	薬局	259千円		1/4
第3条(3)の事業	大規模病院（病床数200床以上）	6,023千円	第3条(3)の事業に係る導入費用	1/6
	病院（病床数200床未満）	4,061千円		1/6
	診療所	543千円		1/4
	薬局	555千円		1/4

※金額はいずれも税込み

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて(5)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産が

ある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第2号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度3月31日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(10) (1) から (9) までの条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

2 県が別に指定する電子処方箋の活用・普及促進に係る取組（ポスター掲示、アンケート調査等）に協力しなければならない。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は、規則第4条第1項の規定に基づき、別に定める期日までに、別表で定める事項（以下、「申請書」という。）を別途群馬県が定める方法により提出するものとする。

2 申請は施設単位かつ基金の交付決定単位で行うものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、自己又は自己の団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しない旨の誓約をしなければならない。なお、前条の申請書に記載された誓約事項について、チェックマーク（「レ」という。）を記入することで誓約したものとみなす。

（交付決定及び額の確定）

第8条 第6条の規定による申請があった場合において、知事は規則第4条第1項の規定に基づき、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、第1号様式により補助金の交付を受けようとする者に通知する。

（補助金の返還）

第9条 補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合は、補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 1 この要綱は、令和6年6月19日から施行する。

附 則 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

No	申請書項目	備 考
1	申請日	
2	申請者情報	個人・法人から選択 個人の場合は、氏名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレス 法人の場合は、法人名・代表者名・郵便番号・所在地・電話番号・担当者名・メールアドレス
3	補助対象施設及び事業区分	対象施設区分（病院（200床以上）・病院（200床未満）・診療所・薬局）から選択 施設名称（フリガナ）・郵便番号・住所・保険医療機関コード 対象事業区分（初期導入・新機能・初期及び新機能同時導入）から選択
3-(1)	【確認事項】申請者が受けられる補助率及び補助上限額	3の対象施設区分と対象事業区分を選択すると参考表示
4	補助交付要件の確認	基金からの交付決定通知日 誓約事項への同意（要綱第5条による交付の条件及び第7条による暴力団排除に関する誓約）
5	補助申請額の計算	総事業費・対象経費の実支出額・寄付金その他収入額・補助率・補助金申請額（千円未満切り捨て） 税込み金額
6	振込口座情報	銀行口座に振込・郵便局の通帳に振込から選択 銀行口座の場合、金融機関名・支店名・預金口座種別・口座番号・口座名義人カナ 郵便局の場合、通帳記号・通帳番号・口座名義人カナ
6-(1)	委任状	振込口座名義と代表者名義が異なる場合添付
7	添付書類	画像又はpdf、xlsxデータ等 基金発行の交付決定通知の写し・基金申請時に提出した領収書及び領収書内訳書の写し・振込口座通帳の写し（口座番号、口座名義等が確認できるもの）
8	連絡事項	事務局への連絡事項

※「基金」とは「社会保険診療報酬支払基金」のことをいう。

第 1 号様式

第 号
令和 年 月 日

申請者あて

群馬県知事 山本 一太

群馬県電子処方箋の活用・普及促進事業補助金交付決定通知書（兼）額の確定通知書

このことについて、群馬県電子処方箋の活用・普及促進事業補助金交付要綱第 8 条により、下記のとおり交付を決定し、補助金の額を確定します。

記

- 1 補助金の交付決定・確定額 金 円
- 2 交付条件 群馬県電子処方箋の活用・普及促進事業補助金交付要綱第 5 条の定めを条件として交付する。

【事務担当】

〇〇課〇〇係

〇〇 〇〇 〇〇

直通 027-226-〇〇〇〇

令和 年 月 日

群馬県知事 あて

所在地：
施設名称：
代表者名：
電話番号：
担当者名：

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 - 号をもって交付決定を受けた群馬県電子処方箋の活用・普及促進事業にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告する。

記

- 1 群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）第7条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。